

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年7月5日（平成30年（行情）諮問第284号）

答申日：平成30年10月22日（平成30年度（行情）答申第269号）

事件名：発達障害者支援法上の学習障害者の定義（愛知労働局が使用しているもの）の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「発達障害者支援法上の学習障害者の定義（愛知労働局が使用しているもの）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年3月28日付け愛労発安0328第2号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、平成30年1月29日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「発達障害者支援法上の学習障害の定義（愛知労働局が使用しているもの）」に係る開示請求を行った。
イ これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年4月6日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

（2）諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

（3）理由

本件審査請求に係る開示請求は、「発達障害者支援法上の学習障害の定義（愛知労働局が使用しているもの）」の開示を求めるものである。

「学習障害」は、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）2条1項において規定されており、ICD-10（疾病、傷害及び死因の統計を国際比較するためWHOから勧告された統計分類であり、その第10回目の改訂版がICD-10と呼ばれている。ICDは医学的に類似している疾患、傷害、状態などを区別して整理するための分類である。）における「F-81 学習能力の特異的発達障害」を指す。

したがって、「発達障害者支援法上の学習障害の定義」に係る文書は、「F-81 学習能力の特異的発達障害」の内容がわかる文書であると考えられる。

「F-81 学習能力の特異的発達障害」の内容については、愛知労働局を所管する厚生労働省のホームページにおいて、ICDに準拠した「疾病、傷害及び死因の統計分類の正しい理解と普及に向けて（ICD-10（2013年版）準拠）」を公表し、広く国民に対して周知を行っているとともに、一般の書物等にも情報が盛り込まれているものである。これらのホームページや書物等へのアクセスの容易性や情報が公知であること等を踏まえれば、愛知労働局の職員が、「発達障害者支援法上の学習障害の定義（愛知労働局が使用しているもの）」を組織的に用いる行政文書として作成又は保有していなくても、不自然・不合理な点はない。

本件審査請求を受けて、念のため愛知労働局に対し、審査請求人が求める文書の有無を照会したが、その存在は確認されなかった。

以上のことから、本件対象行政文書について不開示とした原処分は妥当であると考えられる。

（4）審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「（処分庁は）開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。」として原処分の取消しを求めているが、具体的な論拠は示されておらず、上記（3）のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

（5）結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考えられる。

2 補充理由説明書

法19条の規定に基づき、平成30年7月5日付け厚生労働省発職雇0705第3号により諮問した平成30年（行情）諮問第284号に係る諮問庁理由説明書（以下「上記第3の1」という。）について、下記のとおり補充して説明する。

記

（1）本件については、開示請求書には「発達障害者支援法上の学習障害者

の定義（愛知労働局が使用しているもの）」とあるが、平成30年3月28日付け愛労発第0328-2号の不開示決定通知書において、「発達障害者支援法上の学習障害の定義（愛知労働局が使用しているもの）」とされていたため、処分庁に確認を行ったところ、原処分は、「発達障害者支援法上の学習障害者の定義（愛知労働局が使用しているもの）」という開示請求に対して、不開示決定を行ったものであるが、不開示決定通知書において、その記載を誤ったとの回答があった。

(2) したがって、上記第3の1については、下記(3)のとおり、補充して説明する。

(3) 補充内容

ア 上記第3の1(1)ア中、「発達障害者支援法上の学習障害の定義（愛知労働局が使用しているもの）」を、「発達障害者支援法上の学習障害者の定義（愛知労働局が使用しているもの）」に改める。

イ 上記第3の1(3)の全てを、以下の記載に改める。

本件審査請求に係る開示請求は、「発達障害者支援法上の学習障害者の定義（愛知労働局が使用しているもの）」の開示を求めるものである。

「発達障害者支援法上の学習障害者」について、発達障害者支援法（平成16年法律第167号。以下「支援法」という。）において「学習障害者」という用語は使われていないものの、支援法2条1項において、「この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」とされていることから、「発達障害者支援法上の学習障害者」は支援法上の発達障害者に包含されていると考えられる。

支援法上の発達障害者の定義は、支援法2条2項で「この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。」とされているとおり、条文そのものを指すと考えられる。

支援法2条2項の規定は、インターネットや一般書物を通じて、広く国民に周知されているものであり、アクセスの容易性や情報が公知であること等を踏まえれば、愛知労働局の職員が、「発達障害者支援法上の学習障害者の定義（愛知労働局が使用しているもの）」を組織的に用いる行政文書として作成又は保有していないとしても、不自然・不合理な点はない。

本件審査請求を受けて、念のため愛知労働局に対し、審査請求人が

求める文書の有無を照会したが、その存在は確認されなかった。

以上のことから、本件対象行政文書について不開示とした原処分は妥当であるとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年7月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月20日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ④ 同月27日 審議
- ⑤ 同年10月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「発達障害者支援法上の学習障害者の定義（愛知労働局が使用しているもの）」である。

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象文書を不開示としたことについて、補充理由説明書（上記第3の2（3）イ）において、以下の旨を説明し、原処分は妥当であるとする。

ア 「発達障害者支援法上の学習障害者」について、支援法において「学習障害者」という用語は使われていないものの、支援法2条1項において、「この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」とされていることから、「発達障害者支援法上の学習障害者」は支援法上の発達障害者に包含されていると考えられる。

イ 支援法上の発達障害者の定義は、支援法2条2項で「この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。」とされているとおり、条文そのものを指すと考えられる。

ウ 支援法2条2項の規定は、インターネットや一般書物を通じて、広く国民に周知されているものであり、アクセスの容易性や情報が公知であること等を踏まえれば、愛知労働局の職員が、「発達障害者支援法上の学習障害者の定義（愛知労働局が使用しているもの）」を組織

的に用いる行政文書として作成又は保有していないとしても、不自然・不合理な点はない。

エ 本件審査請求を受けて、念のため愛知労働局に対し、審査請求人が求める文書の有無を照会したが、その存在は確認されなかった。

(2) 愛知労働局において本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、愛知労働局において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、愛知労働局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子